

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成
医療券再交付 審査基準

【大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（抜粋）】

(医療券の再交付)

第6条 被認定者は、医療券を破損し、汚し、又は紛失したときは、医療券再交付申請書(別記第4号様式)により、破損し、又は汚した医療券を添付して知事に医療券の再交付を申請することができる。

2 医療券の再交付を受けたのち、紛失した医療券を発見したときは、速やかに発見した医療券を知事に返還しなければならない。

第10条 知事は、第6条第1項の規定により医療券再交付申請書を受理したとき、又は前条の規定により変更届を受理したときで医療券の記載事項に変更があるときは、医療券の再発行を直ちに行う場合を除き、東京都医療費助成対象者証明書(別記第10号様式)を交付するものとする。

(委任)

第11条 条例及びこの規則に基づく認定及び医療券又は通知書の発行に関する事務については、市町村(八王子市及び町田市を除く。)の存する区域にあっては、審査会を設置する保健所の長に委任する。